

横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関する要綱

制 定 平成 21 年 9 月 30 日

最近改正 平成 26 年 6 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第 2 条 横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成 21 年 5 月横浜市規則第 60 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する市長が別に定める民間ビルとは、市庁舎駐車場から概ね往復 1 キロメートル離れている市の機関が置かれた民間ビルとする。

2 規則第 7 条第 1 項第 8 号に規定する低公害車とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車
- (2) 燃料電池自動車
- (3) 天然ガス自動車
- (4) プラグインハイブリッド自動車

3 規則第 7 条第 1 項第 10 号に規定する市長が公益上特に必要があると認める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所が依頼した納品業者、清掃業者等が市庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (2) 区役所（区総合庁舎内に設置されている市の事業所及び県税事務所を含む。）、図書館（区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下同じ。）又は公会堂（区総合庁舎内に設置されているもの及び栄公会堂をいう。以下同じ。）若しくはスポーツセンター（区総合庁舎内に設置されているもの及び栄スポーツセンターをいう。以下同じ。）の指定管理者が依頼した納品業者、清掃業者等が区総合庁舎駐車場又は区庁舎駐車場（以下「区総合庁舎駐車場等」という。）を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (3) 公会堂の講堂で事業を主催する主催者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 3 台までの所要時間の利用料金の全額（区総合庁舎駐車場以外の駐車台数を含む。）
- (4) スポーツセンターにおいて市が主催、共催又は後援する事業の従事者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 3 台までの所要時間の利用料金の全額（区総合庁舎駐車場以外の駐車台数を含む。）
- (5) 規則第 7 条第 1 項第 4 号に規定する会議を市役所又は区役所付近の市の施設で行った場合に会議の出席者が市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場等を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (6) 市の事業に係わるボランティアが市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間 1 時間までの利用料金の全額
- (7) 市役所又は区役所に公務のために来庁する地方公共団体等が市庁舎駐車場又は区

- 総合庁舎駐車場等を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (8) 図書館、公会堂又はスポーツセンターに公務のために来館する地方公共団体等が区総合庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (9) 市役所又は区役所に公務のために来庁する市会議員、県議会議員又は国会議員が市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (10) 市役所又は区役所に表敬訪問等をするために来庁する者が市庁舎駐車場又は区総合庁舎駐車場等を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (11) 公用車 所要時間の利用料金の全額
- (12) 公会堂又はスポーツセンターの指定管理者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 所要時間の利用料金の全額
- (13) 電子端末システムや施設の故障など物理的な障害等の想定できない事由による場合 当該事由に係る所要時間の利用料金の全額
- (14) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車 所要時間の利用料金の全額
- (15) 別表 1 に掲げる窓口及び時期において、1 件あたりの待ち時間及び用務時間が 1 時間を超えた来庁者が区庁舎駐車場を利用する場合 駐車時間 2 時間までの利用料金の金額

別表 1 窓口及び時期（第 2 条第 3 項第 15 号）

保険年金課	国民健康保険料額の通知一斉発送の日から 14 開庁日 4 月 1 日を起算日とした前 7 日営業日及び後 7 日営業日
戸籍課	4 月 1 日を起算日とした前 7 日営業日及び後 7 日営業日
こども家庭支援課	児童扶養手当の現況届集中提出期間

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。